

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等分析業務の委託について（委託及び再委託内容の変更）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【 報告 】

◇第14条第1項（業務委託等）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

事業名	特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等分析業務委託
担当課	健康づくり課
目的	特定健康診査及びがん検診の受診率向上及び区民の健康増進のため。
対象者	特定健診：40歳以上の国民健康保険加入者のうち、区が行う特定健康診査未受診の者 がん検診：40歳以上の国民健康保険加入者のうち、区が行う特定健康診査は受診済みで、がん検診未受診の者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、特定健康診査の受診率向上のため、以下の方法により、上記対象者への受診勧奨を業務委託で行っている（がん検診未受診者への受診勧奨は、令和元年度から開始）（平成21年度第3回、同年度第7回、平成23年度第5回、平成29年度第4回、同年度第5回、平成30年度第5回、令和元年度第3回及び令和2年度第7回本審議会了承済）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知（ハガキ）勧奨（平成20年度から） ・電話勧奨（平成20年度から） ・訪問勧奨（平成29年度から） <p>しかし、高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行者の増加、新規国保加入者の減少、外国人や転出入が多い等の区の特性もあり、受診率の向上になかなか結びつかない現状がある。</p> <p>そこで、通知（ハガキ等）による受診勧奨の効果を上げるため、年齢、性別、過去の受診歴の有無、過去の受診結果数値等から分析後にグループ分けを行い、通知（ハガキ等）の内容をグループ毎の特性に合わせて作成する（グループは複数パターンを想定）。</p> <p>2 委託（再委託）内容</p> <p>(1) 全体統括業務（スケジュール管理等）</p> <p>(2) 通知（ハガキ等）勧奨</p> <p style="margin-left: 20px;">①対象者の情報項目を基に分析、グループ分け</p> <p style="margin-left: 20px;">②通知（ハガキ等）のデザイン・校正</p> <p style="margin-left: 20px;">③宛名印刷</p> <p style="margin-left: 20px;">④圧着加工等</p> <p>(3) 電話勧奨</p> <p style="margin-left: 20px;">①電話による、対象者への受診意向、要望及び未受診理由の聴取</p> <p style="margin-left: 20px;">②保健事業利用の案内</p> <p style="margin-left: 20px;">③問合せ受電対応</p> <p>(4) 訪問勧奨</p> <p style="margin-left: 20px;">①訪問による、対象者への受診意向、要望及び未受診理由の聴取</p> <p style="margin-left: 20px;">②保健事業利用の案内</p> <p>(5) 効果分析</p> <p>3 対象者数</p> <p>(1) 通知（ハガキ等）勧奨：約50,000人</p> <p>(2) 電話勧奨：約30,000人</p> <p>(3) 訪問勧奨：約9,500人</p> <p>※個人情報の流れは、資料23-1及び資料23-2のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等 分析業務の委託について(委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が、令和2年度第7回本審議会了承済の内容からの変更内容

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等 分析業務委託
委託先	未定(公募型プロポーザルにより選定する。)
委託に伴い事業者処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	《対象者に係る情報項目》 郵便番号、漢字住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名、年度末年齢、性別、 生年月日、電話番号、お問い合わせ番号、がん検診票の種類、勧奨結果、 受診日 《対象者の分析及びグループ分けに係る情報項目》 資料23-4及び資料23-4のとおり
処理させる情報項目の記 録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のシステム及びサーバ、CD-R)
委託理由	・勧奨対象者が大量に見込まれること及び通知(ハガキ等)のデザイン・校 正・送付から電話・訪問勧奨、効果分析までを一体的に行うことで、受診 勧奨事業をより効果的かつ効率的に行い、さらなる受診率の向上を図るた め。 ・勧奨事業に関する実績を持つ事業者へ委託し、対象者の分析及びグループ 分けを行い、対象者に適したアプローチを実施する。
委託の内容	1 全体統括業務(スケジュール管理等) 2 通知(ハガキ等)勧奨 (1) 対象者の情報項目を基に分析、グループ分け (2) 通知(ハガキ等)のデザイン・校正 (3) 宛名印刷 (4) 圧着加工等 3 電話勧奨 (1) 電話による、対象者への受診意向、要望及び未受診理由の聴取 (2) 保健事業利用の案内 (3) 問合せ受電対応 4 訪問勧奨 (1) 訪問による、対象者への受診意向、要望及び未受診理由の聴取 (2) 保健事業利用の案内 5 効果分析 ※上記2、3及び4の業務については、再委託を可能とする。
委託の開始時期及び 期限	令和4年4月1日から令和5年1月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う 情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区 情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付 す。 2 委託業者が訪問リストを作成する際に内容の確認を行う。

	<p>3 区職員が、委託期間中に1回以上立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。</p> <p>4 人間ドック等については、委託業者に結果提出による保健事業利用の案内のみを行わせ、データの収集は区が直接行う。</p> <p>5 区から電磁的媒体（CD-R）を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。</p> <p>2 区から委託先に電磁的媒体（CD-R）を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。</p>
<p>受託事業者に行わせる 情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>3 訪問リストの配布枚数等の管理を徹底するため、訪問開始時と終了時の授受簿をつけさせる。</p> <p>4 訪問時、鞆を肩からたすき掛けする、バックと体をチェーンでつなげる、自転車のかごに防犯ネットをつける等の物理的対策を講じさせる。</p> <p>5 2人体制で、各々が個人を識別できない名簿を持ち、両者が突合することで、個人が識別できるようにさせる。</p> <p>6 訪問時、人間ドック等の結果提出による保健事業利用の案内にあたり区民に対し利用目的を明示させる。</p> <p>7 業務委託終了後、個人情報を記録した媒体（CD-R）は区に返還させ、委託先のパソコンに保管した個人情報は、データを消去し、報告書を提出させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等。</p> <p>2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</p> <p>3 委託先のパソコンは、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。</p> <p>4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

**件名 特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等
分析業務の再委託について(再委託内容の変更)**

※太字ゴシック(下線)が、令和2年度第7回本審議会了承済の内容からの変更内容

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等 分析業務委託
委託先	未定(公募型プロポーザルにより選定する。)
再委託先	未定(上記プロポーザルにて選定された業者の関連業者を想定)
再委託に伴い事業者 に処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	《対象者に係る情報項目》 郵便番号、漢字住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名、年度末年齢、性別、 電話番号、お問い合わせ番号、がん検診票の種類、勧奨結果 《対象者の分析及びグループ分けに係る情報項目》 資料23-3及び資料23-4のとおり
処理させる情報項目の 記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のシステム及びサーバ、CD-R)
再委託理由	・勧奨対象者が大量に見込まれること及び通知(ハガキ等)のデザイン・校正・送付から電話・訪問勧奨、効果分析までを一体的に行うことで、受診勧奨事業をより効果的かつ効率的に行い、さらなる受診率の向上を図るため。 ・ 勧奨事業に関する実績を持つ事業者 に委託し、 対象者の分析及びグループ分けを行い、対象者に適したアプローチを実施する。 また、本事業はプロポーザル方式による事業者選定を行っているが、過去の公募者の事業形態やサービスの細分化が進む社会情勢等を鑑み、全体統括(スケジュール管理等)及び効果分析以外の実務業務(対象者分析、通知作成(ハガキ)勧奨、電話勧奨(電話問合せ対応含む)及び訪問勧奨)は再委託を可能とする。
再委託の内容	1 通知(ハガキ等)勧奨 (1) 対象者の情報項目を基に分析、グループ分け (2) 通知(ハガキ等)のデザイン・校正 (3) 宛名印刷 (4) 圧着加工 2 電話勧奨 (1) 電話による、対象者への受診意向、要望及び未受診理由の聴取 (2) 保健事業利用の案内 (3) 問合せ受電の対応 3 訪問勧奨 (1) 訪問による、対象者への受診意向、要望及び未受診理由の聴取 (2) 保健事業利用の案内
再委託の開始時期及び 期限	令和4年4月1日から令和5年1月31日まで (次年度以降も、同様の再委託を行う。)
再委託にあたり区が行う 情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、「特記事項(別紙2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況

	<p>の確認を行う。</p> <p>3 人間ドック等については、再委託先には保健事業利用の案内のみを行わせ、データの収集は区が直接行う。</p> <p>4 区から電磁的媒体（CD-R）を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、再委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。</p> <p>2 区から再委託先に電磁的媒体（CD-R）を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。</p>
再委託受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>3 業務委託終了後、個人情報を記録した媒体（CD-R）は区に返還させ、再委託先のパソコンに保管した個人情報は、データを消去し、報告書を提出させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、再委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等。</p> <p>2 再委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</p> <p>3 再委託先のパソコンは、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。</p> <p>4 ログ監視ソフト等により、再委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。